

一時預かり事業実施要綱

第二椎の実子供の家

<目的>

常日頃、保育所を利用していない家庭においても保護者の疾病や災害等により一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するための支援が必要とされている。

パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化している中で、働き方に応じた保育の実施が求められている。こうした保育需要に対応するため保育所に於いて一時的に預かることで、安心して子育てが出来る環境を整備し児童の福祉の向上を図る。

<対象児童> 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児。
但し、児童が満1歳から就学前児童で集団生活が可能な健康状態にあることとする。

<保育時間> 月曜日～土曜日（日曜日・祝祭日はお休み）
午前8時30～午後17時30まで 1時間単位とする。
年末保育実施期間（12月29日～31日（土曜日を含む・但し日曜日は休園）

<定員> 6名

<費用> 保育料（平日） 1時間あたり ￥600
（土曜） 1時間あたり ￥750
食事代 昼食 ￥400 おやつ ￥100

※ 支払いは、当日のお迎えの際、現金にて支払う（おつり不可）

※ 利用時間の管理はタイムレコーダーにてカウントする。

※ 食物アレルギーのある児は、誤食を防ぐために弁当・おやつ持参とする。

<利用方法>

- ① 一時保育を希望する保護者は、（出来れば子どもと一緒に）来園し、一時預かり事業利用登録申込書（様式1）、一時預かり登録時健康調査書（様式2）を記入し提出する。
その際、以下のものを持参する。
*母子手帳 *乳幼児医療証（コピー）*登録する児童と保護者の顔が確認できる写真
※登録は就学と同時に抹消。なお登録時の書類は本園で処分するものとする。
- ② 予約は登録終了後、保育を希望する日の1か月前の午前9時から希望日前日17時まで直接来園または、電話にて申し込みをすることができる。但し、土曜日保育の利用を希望する場合は、利用する週の月曜日午後5時まで申し込む。（緊急の場合はこの限りではない）
- ③ 予約のキャンセル及び、利用時間の変更等があった場合は園に必ず連絡する。
（キャンセル料なし）
- ④ 当日の登園時に一時預かり申込書を提出して頂き（様式3）、一時預かり承諾書を渡す。
- ⑤ お迎えの保護者が変更となる場合は必ず園に連絡をする。連絡がない場合の引き渡しは行わない。
- ⑥ 定員に空きがあれば当日受付・保育時間延長ができる場合もある。

<附則>

平成24年6月1日より施行
平成27年7月1日より施行
平成30年4月1日より施行
令和7年 4月1日より施行